

関東森林管理局
国有林材供給調整検討委員会運営要領

関東森林管理局
国有林材供給調整検討委員会

関東森林管理局国有林材供給調整検討委員会運営要領

本運営要領は、「国有林材供給調整対策の実施について」（平成 25 年 3 月 26 日付け 24 林国管第 159 号）に基づき開催される、関東森林管理局国有林材供給調整検討委員会（以下「委員会」という。）の運営方法等に関し、必要な事項を定めるものである。

（検討事項）

- 第 1 条 委員会は次に掲げる事項について検討し、その結果を関東森林管理局長（以下「局長」という。）に報告する。
- (1) 地域や樹材種ごとの木材価格、需給動向等に関すること。
 - (2) 国有林材の供給調整の必要性、実施方法等に関すること。
 - (3) その他局長が必要と認める事項。
- 2 局長は、検討結果の概要及び国有林材の供給調整の対応方向を、関東森林管理局ホームページ等において公表する。

（委員）

- 第 2 条 委員会の委員は、「国有林材供給調整対策実施要領」（平成 25 年 3 月 26 日付け 24 林国第 159 号）第 2 の 3 の (2) に該当する者から、局長が委嘱する。

（委員の任期）

- 第 3 条 委員の任期は、委員の委嘱を承諾した日からその年度の 3 月末までとする。
- 2 委員は、再任することができる。

（役員）

- 第 4 条 委員会には委員長を置くこととし、その選任は委員の互選による。
- 2 委員長は、委員会の進行をつかさどる。

（委員会の開催）

- 第 5 条 委員会は、原則として四半期に一度開催する。
- 2 局長が必要と認める場合は、臨時に委員会を開催することができる。

(委員会の成立)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員会の議決)

第7条 委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数の場合は委員長が決するものとする。

(委員会で用いる資料)

第8条 委員会で用いる資料について、公表されている資料以外は非公表とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、関東森林管理局森林整備部資源活用課に置き、庶務を行う。

(その他)

第10条 本要領に定めのない事項及び変更については、委員長が委員会に諮り決定する。

附則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。